

京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン

【業務委託（維持管理等）編】

令和7年9月

京都市上下水道局

目 次

I	はじめに	1
II	総合評価方式の概要	1
III	総合評価方式の実施	1
1	対象業務委託	1
2	実施手順	2
3	評価項目と評価基準	2
4	技術資料の作成	2
(1)	実施方針	2
(2)	企業の能力	2
(3)	配置予定従事者の経験と能力	3
(4)	地域貢献	3
5	技術資料の評価方法	3
(1)	評価値	3
(2)	価格評価点	3
(3)	技術評価点	3
6	落札者の決定方法	3
7	履行確保とペナルティ	4
8	その他留意事項	5
(1)	技術資料の評価等	5
(2)	評価結果の公表	5
(3)	契約変更の取扱い	5
(4)	技術資料の取扱い	6
	(別紙1)【事前審査型】総合評価方式の実施手順	7
	(別紙2)【事後確認型】総合評価方式の実施手順	8
	(別紙3)(例)技術資料に関する評価項目と評価基準	9
	(様式1)～(様式5)技術資料の様式	10

I はじめに

従来、地方公共団体の競争入札においては、価格のみによる競争が中心であったが、過度な低価格入札により、適正な履行が確保できず、品質の低下につながるものが懸念されていた。

そのような状況の中、平成11年2月に地方自治法施行令が改正され、同施行令第167条の10の規定において、「予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする」ことができるようになり、「総合評価落札方式」による入札を行うことが可能となった。

京都市上下水道局が発注する公共工事においては、業務成果品の品質確保を目的に総合評価方式を採用することとし、同方式の適切な運用を図るため、基本事項を示した「京都市上下水道局総合評価方式ガイドライン」を平成22年7月に制定した。

京都市では、水道事業が明治45年の給水開始から110年、下水道事業が昭和5年の事業開始から90年を超え、これまで長きにわたり、安全・安心な水道水の安定的な供給や水環境の保全に努めてきた。しかし、上下水道事業品質確保・向上を図るうえで、公共工事だけでなく、維持管理業務についても、民間事業者の豊富な経験に基づいた技術等が求められる。

民間企業が技術力競争を行うことにより、技術と経営に優れた健全な企業が育成されるほか、価格以外の多様な要素が考慮された競争が行われることで、適切な公共調達の実行環境が整備されることも期待される。

本ガイドラインは、このような社会情勢の変化を踏まえ、維持管理等の業務委託に関する総合評価方式の適切な運用を図るため、京都市上下水道局が取り組む総合評価落札方式に関する基本事項を示すものである。

II 総合評価方式の概要

総合評価方式は、価格のみによる自動落札方式とは異なり、価格と価格以外の要素(例えば、施工計画、企業の能力、配置予定の技術者の能力など)を総合的に評価する方式であり、具体的には入札に参加する者が示す価格と技術提案等の内容を総合的に評価し、最も評価の高い者を落札者とする方式である。

III 総合評価方式の実施

1 対象業務委託

総合評価方式は、以下に該当する上下水道局所管施設の維持管理等に係る業務委託に適用する。

入札者の提示する技術等によって、価格の差異に比して事業の成果に相当程度の差異が生じることが期待できる業務

※ 総合評価方式を採用する業務については、低入札価格調査制度を適用する。

2 実施手順

【事前審査型】及び【事後確認型】の総合評価方式の手順は（別紙１、２）のとおりとする。

WTO（政府調達に関する協定）案件については、入札前に参加資格を確認するため、事前審査型で実施することとする。

経済安全保障推進法に係る審査が必要な案件については、審査に要する期間を考慮すること。

3 評価項目と評価基準

評価項目と評価基準は、個別業務委託の特性によって、業務委託ごとに定めるものとする。

また、必要に応じて業務責任者に対し、ヒアリングを行うこととする。

※「技術資料に関する評価項目と評価基準」については、（別紙３）を参照。

4 技術資料の作成

技術資料は、入札参加者が業務委託ごとに定められた落札者決定基準の評価項目について所定の様式を用いて作成し、技術資料提出書（様式１）に添付して提出することを求める。作成に当たっては、当該業務委託に係る設計図書の内容を十分理解したうえで漏れのないように記載しなければならない。

また、技術的所見については、手法等について具体的に記載し、その効果についてもできるだけ詳細に記載するとともに、各様式に記載された注意事項を厳守し、所定の用紙サイズ、枚数で作成することとする。

なお、作成に当たっては、次の評価項目と様式を参考として示す。業務ごとに必要とする提案課題を設定するものとする。

(1) 実施方針（様式２）

- ア 円滑な業務実施方法について
- イ 平常時における業務について
- ウ 緊急時における危機管理について
- エ 従事者への教育について
- オ その他

(2) 企業の能力（様式３）

- ア 企業の同種業務の実績について

令和○年度以降（過去○年間）における同種又は類似業務の中から代表的なものを記載すること。

なお、同種業務、類似業務の内容は、案件ごとに記載すること。

- イ その他

(3) 配置予定従事者の経験と能力（様式4）

ア 業務責任者の有資格の状況について

業務責任者の資格の保有状況について記載すること。

イ 業務責任者の同種業務の実績について

令和○年度以降（過去○年間）の業務で、技術資料提出時点までに完了済みの同種、類似又は本業務に活かせると思われるその他の業務に、配置予定技術者が従事した実績をそれぞれ記載すること。

ウ その他

(4) 地域貢献（様式5）

ア 地域貢献度について

配置従事者が市内在住者となる機会の増大に資する取組について評価する。

5 技術資料の評価方法

総合評価の評価方法

(1) 評価値

評価値の算出方法は、加算方式とし、次のとおりとする。

なお、評価値点数は100点とする。

$$\text{○ 評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(2) 価格評価点

価格評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、価格評価点の配分点は50点とする。

$$\text{○ 価格点} = \text{最低入札価格} \div \text{入札価格} \times 50$$

※低入札価格調査等により、失格・辞退扱いとなった入札参加者の価格は最低入札価格の対象から除外する。

※価格点は、小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁目までとする。

(3) 技術評価点

技術評価点の算出方法は、以下のとおりとする。

なお、技術評価点の配分点は50点とする。

$$\text{○技術評価点} = \text{技術評価の得点合計点} \div \text{技術評価の配点合計点} \times 50$$

※技術点は、小数点以下4桁目を四捨五入し、小数点以下3桁目までとする。

※「京都市上下水道局総合評価競争入札の実施に関する要領」第12条では、「加算方式（価格点を相対評価により求めるもの）は、価格点に対する加算点の割合が10分の1以上10分の3以内」としているが、本ガイドラインに該当する案件については、第13条の「総合評価の点数に占める価格点の割合は、10分の2.5以上とする。」に準拠し、価格評価点と技術評価点の割合は1：1とする。

6 落札者の決定方法

入札価格が予定価格内である入札参加者のうち、入札価格と技術資料の評価結果に基づき、算出した評価値の最も高い者を学識経験者の意見聴取を行ったうえで落札者とする。

なお、学識経験者の意見聴取については、総合評価方式の落札者決定基準を定めるときに行うことが地方自治法施行令の規定により義務付けられており、落札者決定時についても意見を聴くよう求められた場合は必要となる。

【地方自治法施行令】

(一般競争入札において最低価格の入札者以外の者を落札者としてすることができる場合)

第167条の10の2

- 3 普通地方公共団体の長は、前二項の規定により落札者を決定する一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を行おうとするときは、あらかじめ、当該総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が当該普通地方公共団体にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めなければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、落札者決定基準を定めようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、学識経験を有する者（次項において「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。
- 5 普通地方公共団体の長は、前項の規定による意見の聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づいて落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者の意見を聴かなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、欠格事項とみなし、競争入札参加資格の確認を取り消す。

- ア 技術資料の提出期日までに技術資料を提出しない場合
- イ 技術資料に誤記又は記載漏れその他の不備があるため適正に評価することができない場合
- ウ 提出資料の様式が定められたものと異なる場合
- エ 技術資料の記載内容が発注者の求めている内容と異なる場合
- オ 技術資料の記載内容では、確実な履行ができないと判断できる場合
- カ 他の技術資料提出者の記載内容の全部又は一部が同一であると判断できる場合
- キ 技術資料に虚偽の記載があった場合
- ク 提案等の内容が法令等若しくは契約の条件に違反する場合
- ケ 技術資料の内容が総合評価技術審査委員会において「不適切」と評価された場合

7 履行確保とペナルティ

- (1) 技術資料に記載した事項については、業務計画書に記載するとともに、責任を持って確実に履行するものとする。また、履行状況については、履行中及び履行完了時に受発注者間で確認するものとする。なお、業務計画書に記載し履行を確保する内容には、標準レベルの提案内容にとらえて加点を行わなかった内容も含めるものとする。
ただし、発注者から別途指示があった場合はこの限りではない。
- (2) 受注者の技術資料に記載した事項に対する履行状況が特に悪質と認められる場合は、京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づき参加停止の措置を採る場合がある。
- (3) 受注者の責により、技術資料に記載した事項が達成できなかった場合は、履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、次式に基づき違約金として徴収する。

$$\text{違約金（税抜き）} = A \times (C1 - C2) \div B$$

ただし

A : 予定価格

B : 価格評価配分点

C1 : 当初の技術評価点

C2 : 履行した内容に基づく技術評価点

違約金は、1円未満を切り捨てる。

8 その他留意事項

- (1) 技術資料の評価等
総合評価方式の適用に当たっては、発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な評価を行うものとする。
- (2) 評価結果の公表
評価結果は、別に定める様式で公表する。公表する事項は、①件名、②開札日、③予定価格、④低入札調査基準価格等、⑤落札業者名、⑥入札参加者の入札額、⑦入札参加者の技術評価点、⑧入札参加者の価格点、⑨入札参加者の総合評価点とする。
- (3) 契約変更の取扱い
技術資料に記載された内容については、原則として変更契約の対象としない。ただし、契約締結後、天災その他の不可抗力による条件変更が生じた場合は、契約変更の対象とし、技術資料の記載内容に基づき作成された業務計画の見直しを行うものとする。

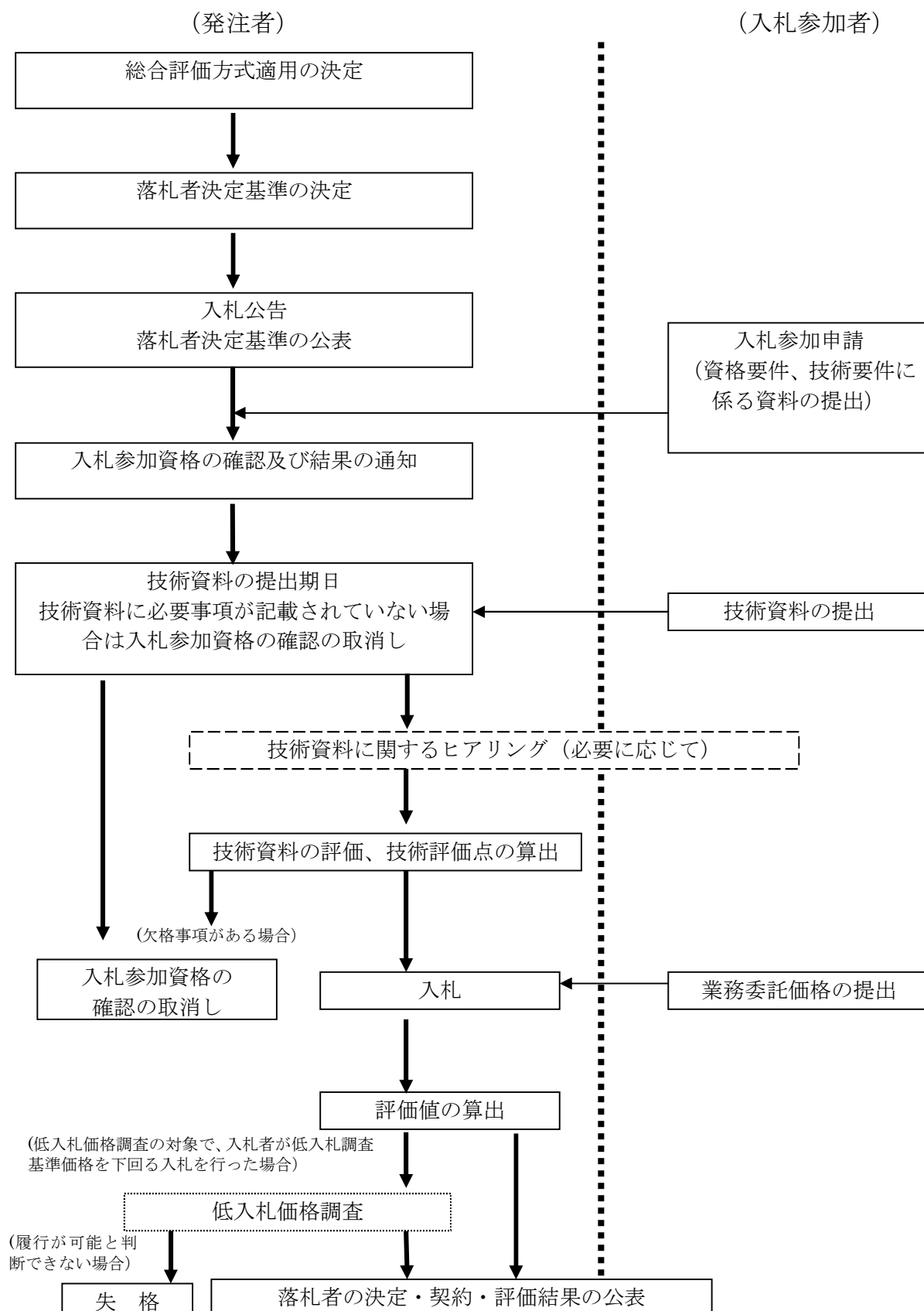
(4) 技術資料の取扱い

技術資料の作成及び提出に要する費用は提出者の負担とし、提出された技術資料は返却しないものとする。

また、発注者は、技術資料に記載された内容については、提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとし、提出された技術資料は、技術審査及び履行確認以外に提出者に無断で使用しないものとする。

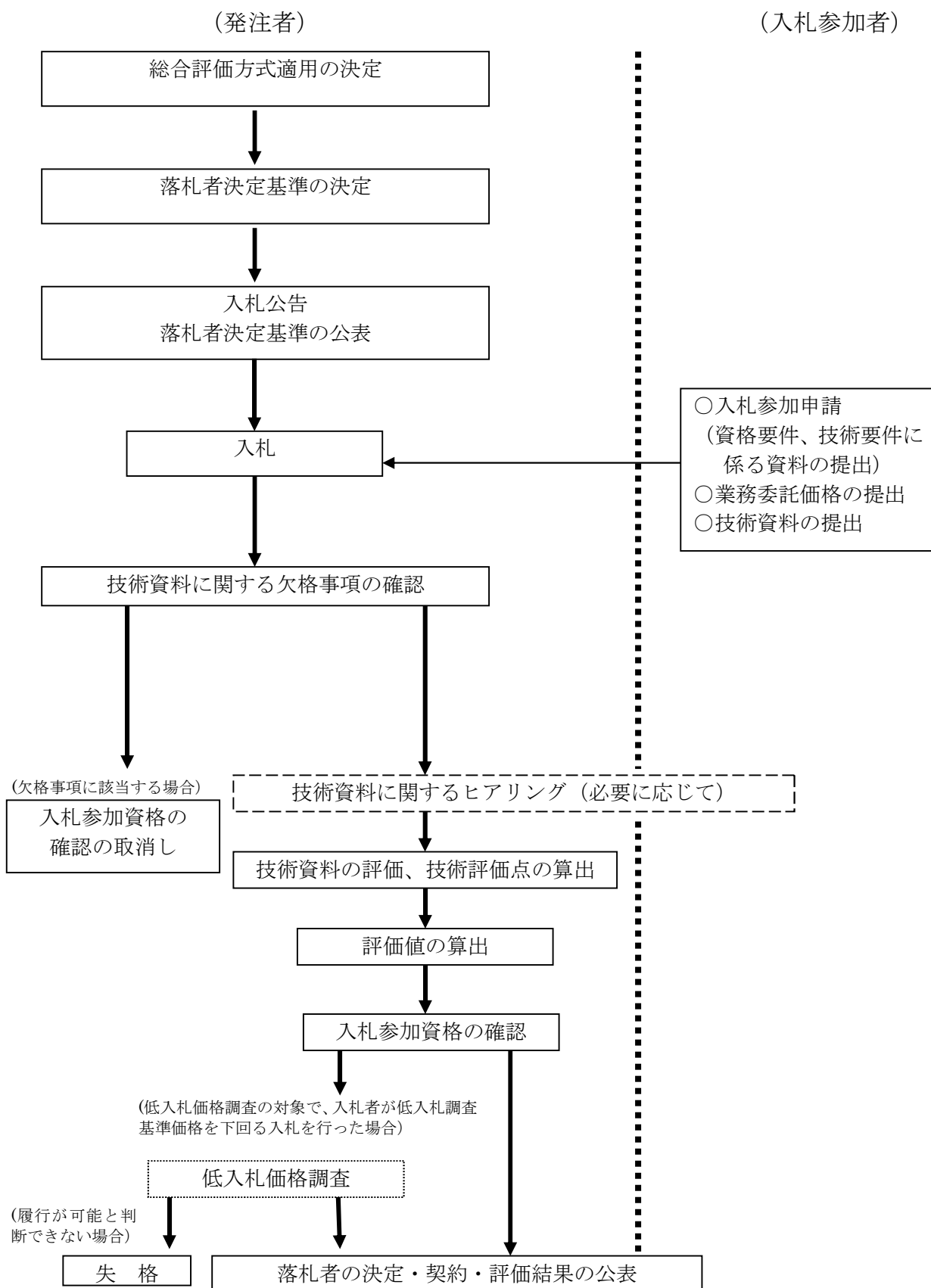
(別紙 1)

【事前審査型】総合評価方式の実施手順



(別紙 2)

【事後確認型】総合評価方式の実施手順



(別紙 3)

(例) 技術資料に関する評価項目と評価基準

分類	評価項目		配点		評価基準
(1) 実施方針	ア 円滑な業務実施方法について		6	24	各評価項目について、次のとおり評価する。 a 提案内容に特に優位な工夫があり、かつ、効果の高いもの (6点) b 提案内容に優位な工夫のあるもの (3点) c 提案内容が適切ではあるが、一般的な事項であるもの (0点)
	イ 平常時における業務実施体制について		6		
	ウ 緊急時における危機管理について		6		
	エ 従事者への研修教育について		6		
(2) 企業の能力	平成○年度以降（過去○年間）における同種又は類似業務委託の実績		4		a 同種委託の実績あり (4点) b 類似委託の実績あり (2点) c 実績なし (0点)
(3) 配置予定従事者の経験と能力	ア ○○業務責任者の業務実績	○○資格の保有	3	18	a 資格保有あり (3点) b 資格保有なし (0点)
		過去○年間の類似業務の実績がある	3		A 類似委託の実績あり (3点) b 実績なし (0点)
	イ ○○責任者の業務実績	○○資格の保有	3		a 資格保有あり (3点) b 資格保有なし (0点)
		過去○年間の類似業務の実績がある	3		A 類似委託の実績あり (3点) b 実績なし (0点)
	ウ ○○責任者の業務実績	○○資格の保有	3		a 資格保有あり (3点) b 資格保有なし (0点)
		過去○年間の類似業務の実績がある	3		A 類似委託の実績あり (3点) b 実績なし (0点)
(4) 地域貢献	(貢献度) = (市内従事者数) ÷ (配置従事者総数) × 100(%)		4	4	a 貢献度が○%以上の場合 (4点) b 貢献度が○%未満の場合 (0点)
計（配点）			50		

- 注 1 評価の対象とする項目、配点及び評価基準ごとの加点は、委託の特性を勘案して委託ごとに定めるものとする。
- 2 実施方針の評価項目については、委託の特性を勘案して選択するものとする。
- 3 企業の能力及び配置予定従事者の経験と能力の項目における同種又は類似委託の内容は、委託ごとに定めるものとする。
- 4 企業の能力及び配置予定従事者の経験と能力の項目に係る実績については、その実績を確認できる書類も併せて提出すること。
- 5 提出資料が「本文Ⅲ 6 落札者の決定方法」に記載の欠格事項に該当する場合は、競争入札参加資格の確認又は指名を取り消す。
- 6 企業の能力、配置予定従事者の経験と能力の項目については、実績がない場合でも「実績なし」として書類を提出すること。提出がない場合は、欠格事項に該当するものとする。
- 7 必要に応じて、配置予定業務責任者のヒアリングを行う。
- 8 表に基づく各評価項目の評価点は、採点者の評価点を平均し、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁目までとする。

(様式 1)

令和 年 月 日

(あて先)

京都市公営企業管理者上下水道局長

住 所
商号又は名称
代 表 者 名

技術資料提出書

下記の技術資料を提出します。

なお、提出します技術資料については、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 委託概要

委 託：〇〇〇委託

委託場所：京都市〇〇区〇〇

委託期間：令和〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 令和〇〇年〇〇月〇〇日

2 提出資料

☐ 様式 1 技術資料提出書

☐ 様式 2 実施方針

・

・

・

☐ 様式 5 地域貢献

3 問い合わせ先

担 当 者：〇〇 〇〇

部 署：〇〇部〇〇課

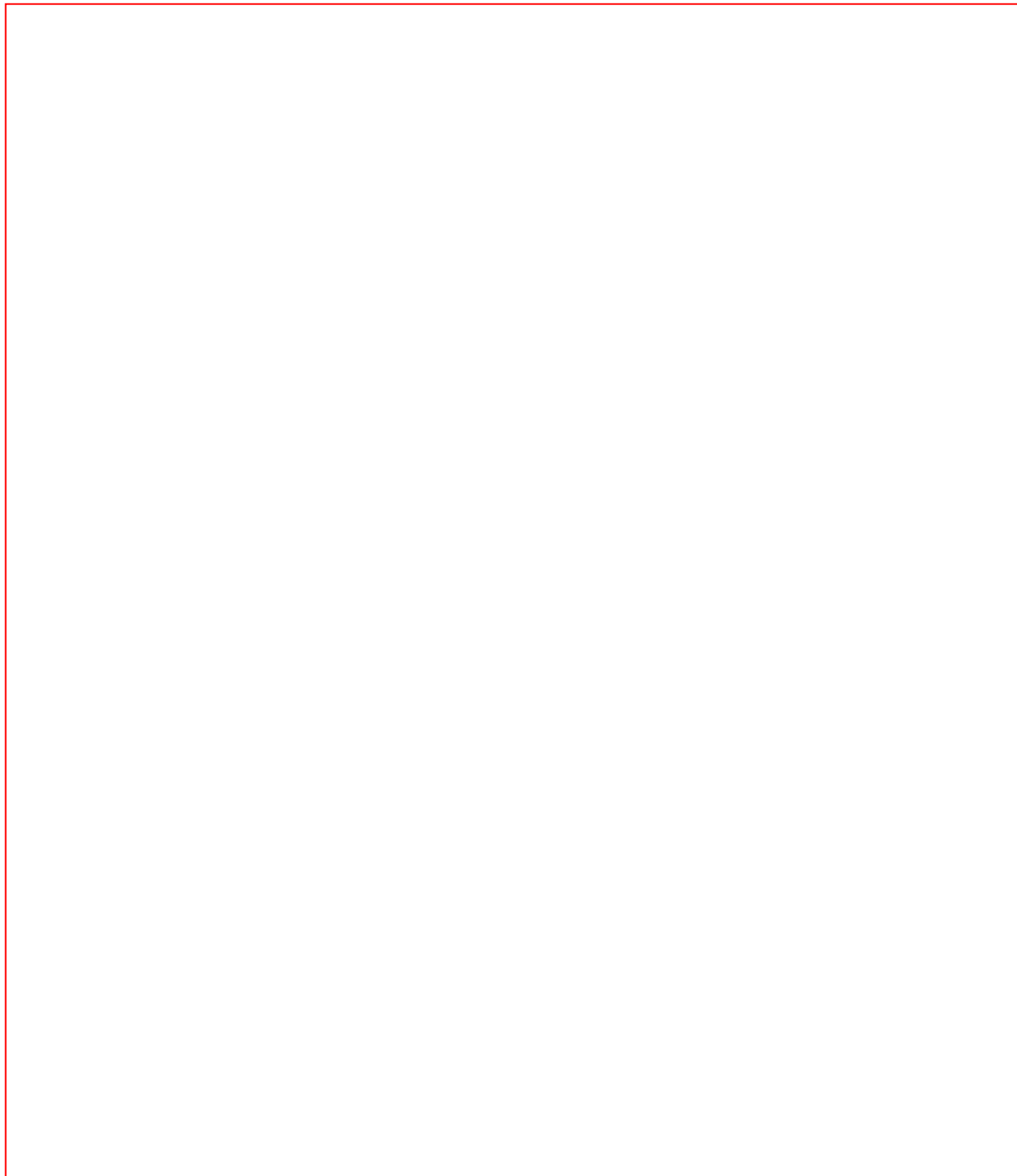
電話番号：(代) 0 7 5 - 〇〇〇—〇〇〇〇

(様式 2)

実施方針

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇について

委託名：〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇委託



注 1 文字の大きさは 10 ポイント以上とします。印刷はカラー・白黒は問いません。

注 2 A4 サイズ片面への記載で 1 枚を限度とし、図面等の補助資料を作成する場合は、A3 サイズ片面への記載で 1 枚を限度とします。全ての様式は、上余白：25mm、下左右余白：20mm とすること。

(様式 3)

企業の能力

〇〇における業務実績

委託名：

会社名：

〇〇〇〇〇〇として履行した実績

契約期間	業務名	発注機関	備考
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			
～			

注 1 契約書の写し等記入内容が確認できる書類を添付すること。

注 2 1 箇月に満たない場合は、切捨てとし、行数が不足する場合は行を追加すること。

注 3 誤記又は記入漏れがあった場合において、それが軽微なものでなく、かつ、添付資料等で確認できない場合は無効とする。

(様式 4—1)

業務責任者の経験と能力

業務責任者の業務実績

委託名：

会社名：

保有する資格

資格	該当全てに「○」を記載すること

添付書類

注 該当する資格の保有を確認できる書類（資格証の写し等）を添付すること。添付書類一式をホッチキスで綴じ（A 4 縦左上）、書類 1 枚目の右上に「○○○責任者」と記載すること。

(様式 4—2)

業務責任者の経験と能力

業務責任者の業務実績

委託名：

会社名：

氏名	
現在の会社への入社年月日	

業務における〇〇〇〇としての実務経験年数

会社名	〇〇技術者としての従事期間	年 月		当該期間に従事した主な業務名
		年	月	
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
	～			
合計				

注 1 入札参加資格確認申請日において引き続き 3 箇月以上の雇用関係があることが確認できる書類（会社名が記載された健康保険証の写し等）を添付すること。

注 2 実務経験についての記載内容が確認できる書類を添付すること。

注 3 誤記又は記載漏れがあった場合において、それが軽微なものでなく、かつ、添付資料等で確認できない場合は無効とする。

注 4 行数が不足する場合は行を追加すること。

(様式 5)

地域貢献

委託名：

会社名：

地域経済の活性化及び雇用の創出のため、本委託において配置する従事者のうち、市内在住者の割合（貢献度）について記入すること。	
（貢献度）＝ （市内従事者数）÷（配置従事者 総数）×100（％）	%

注 1 貢献度は、小数点以下 2 桁目を四捨五入し、小数点以下 1 桁までの数値とする。